

「みらいWalkers★UBE」開催事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、中学生に地元企業の魅力が体験できる機会を提供することにより、自身の将来像や働くこと・地元就職への関心を高めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

「みらいWalkers★UBE」開催事業業務委託

(2) プロポーザルの方式

公募によるプロポーザル方式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年1月31日

(4) 実施場所

宇部市俵田翁記念体育館（アリーナ）

(5) 業務内容

別紙『「みらいWalkers★UBE」開催事業業務委託仕様書』のとおり

(6) 提案上限額

16,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 参加資格

参加者は次の要件をすべて満たしていること。

(1) 宇部市内に本社、支社または営業所を有しており、緊急時の対応が即座にできること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加資格）に該当しない者であること。

(3) 本市から指名停止の措置を受けていないこと、または指名停止の措置を受けることが明らかでないこと。

(4) 本市税等に滞納がないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）第30条に基づく破産手続開始の決定がなされていない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号）第2条に規定する暴力団員でないこと、または法人であってその役員が暴力団員でないこと。

4 スケジュール

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和5年4月10日(月)	市公式ウェブサイトに掲載
現地見学会参加受付 (任意)	令和5年4月10日(月) ～4月17日(月) 12時まで	電子メールで必着
現地見学会(任意)	令和5年4月19日(水) 15:30～17:30(予定)	
質問書の受付期間	令和5年4月10日(月) ～4月21日(金) 12時まで	回答は、市公式ウェブサイトに掲載
参加申込書の提出期限	令和5年4月28日(金) 17時	持参又は郵送で必着
参加資格審査結果通知	令和5年5月8日(月)までに通知	電子メールで通知
企画提案書の提出期限	令和5年5月22日(月) 17時	持参で必着
プレゼンテーション実施 (選定審査会)	令和5年5月26日(金) 13:00～17:00(予定)	
結果通知発送及び公表	令和5年5月下旬(予定)	郵送で通知及び市公式ウェブサイトで公表
契約締結	令和5年6月中旬(予定)	

※スケジュールについては、日程を変更する場合があります。

5 現地見学会(※任意参加)

- (1) 現地見学会日時 令和5年4月19日(水) 15:30～17:30(予定)
- (2) 見学場所 宇部市俵田翁記念体育館(アリーナ)
- (3) 留意点
 - ・見学会の参加は任意であり、参加要件ではない。
 - ・1参加団体につき3名までの参加を可能とする。
 - ・見学会当日は、本公募型プロポーザル実施に係る質疑応答は一切行わない。
- (4) 提出書類(参加を希望する場合のみ)
 - ・現地見学会参加申込書(様式第3号)
商号又は名称、所在地、担当者情報、参加者情報(1団体3名まで)を記載
- (5) 見学会申込み提出期限
令和5年4月17日(月) 12時まで
- (6) 提出方法及び提出先
提出は電子メールによること。
提出先は本実施要領「14 事務担当課」に記載。
- (7) 申込確認
申込受理後、本市が現地見学会の日程調整を行う。

6 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。また、質問の内容は、企画提案書の作成及び業務実施に係る条件に限るものとする。

- (1) 提出書類 「質問書」(様式第4号)
- (2) 提出期限 令和5年4月21日(金) 12時必着
- (3) 提出方法及び提出先

提出は電子メールによること。提出先は本実施要領「14 事務担当課」に記載。

※電子メールの表題は、『「みらい Walkers★UBE」開催事業業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問』とすること。

- (4) 回答は、質問者名をふせて、本市公式ウェブサイトに掲載する。

7 参加申込書の提出

- (1) 提出書類
 - ・参加申込書(様式第1号)
 - ・企業概要整理表(様式第2号)

- (2) 提出期限
令和5年4月28日(金) 17時まで ※必着

- (3) 提出先
本実施要領「14 事務担当課」に記載

- (4) 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合、配達証明書付書留郵便とし提出期限内必着)
※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

- (5) 提出部数
1部

8 参加申込書等の確認及び審査

- (1) 参加申込書等受理後、参加資格要件の具備を確認し、その結果を令和5年5月8日(月)までに電子メールにより通知する。
- (2) 参加要件を満たさない者には、その理由を付して通知する。

9 企画提案書の提出

本実施要領「8 参加申込書等の確認及び審査(1)」の通知があった場合は、次の書類を作成し、提出しなければならない。

※企画書に記述する内容は、可能な限りわかりやすく平易な表現を用い、具体的に記載すること。なお、詳細は別途「仕様書」に記載する。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書(様式第5号)
 - イ 企画書(様式第6号)

ウ 業務実施体制表（様式第7号）

※本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を1名配置し、必要に応じ、市及び関係機関との連携調整・打合せ等を行うとともに、事業管理を行うこと。また、何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに解決を図ること。

エ 見積書（任意様式）

※本実施要領「2業務概要（6）提案上限額」の範囲内で見積もること。

※金額の明細（積算根拠）を記載すること。

オ 誓約書（様式第8号）

カ 添付資料

- ① 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- ② 法人登記の登記簿謄本（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
- ③ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- ④ 市税の滞納が無いことを証明する書類
- ⑤ 応募者の概要が分かるもの（会社案内等）

(2) 提出部数

上記(1)の提出書類について、正本1部、副本（コピー）4部を提出すること。

(3) 留意事項

- ・企画書は、正本を除き、応募者を特定できる個人情報に記載しないこと。
- ・企画書の様式は、A4判縦置き横書き、片面使用とする。ただし、資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合は、A3版の利用を可とする。
- ・企画内容については、本公募型プロポーザルの受託候補者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託候補者の企画提案書等を基にして、市との協議により、実施内容を決定することとする。

(4) 提出期限 令和5年5月22日（月）17時必着

(5) 提出先 本実施要領「14事務担当課」に記載

(6) 提出方法 持参のみ（平日の午前8時30分から午後5時まで）

(7) その他

ア 提出された応募書類は、返却しない。

イ 提出された応募書類は、受託候補者選定以外の目的で使用しない。ただし、宇部市情報公開条例（平成12年宇部市条例第3号）第5条に基づく公開請求があった場合は、同条例第7条及び第8条の規定により公開しないことができる情報を除き請求者に公開する。ただし、個人情報のほか応募者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより応募者に不利益を与える情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しない。特に公開することにより応募者に不利益を与えるおそれがある情報については、応募者の意見を

聴いて公開の可否を判断する。

10 審査及び選定方法

(1) 審査方法

審査を厳正かつ公正に行うため、『「みらい Walkers★UBE」開催事業業務委託に係る業者選定審査会設置要綱』に基づき業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。なお、審査会は非公開とする。

選定は、もっとも評価点が高い提案者を受託候補者とし、次点の提案者を次点候補者とする。なお、同点の場合は、別表評価基準の「提案内容」の合計得点が高い者を受託候補者とし、それでも決まらない場合は、選定委員による協議の上、受託候補者を選定する。また、提案者が1者の場合であっても審査会は実施する。

(2) プレゼンテーションの実施

審査会は、プレゼンテーション及びヒアリングにより受託候補者を決定する。

ア 開催日時 令和5年5月26日（金）13時から17時（予定）

※日時等については参加業者数等により変更する場合もあるため別途通知する。

イ 集合場所 別途通知

ウ 出席者 3名以内

エ 発表時間 30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

オ その他

プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とし、パソコン、プロジェクター等を利用する場合は、宇部市教育委員会学校教育課担当に事前に連絡すること。

※プレゼンテーションについては、事前の申し出により、オンラインでも開催できるものとする。

(3) 評価基準

審査は、別表に掲げる評価基準により実施する。

(4) 審査結果の通知

令和5年5月下旬（予定）に、すべての提案者に結果を郵送で通知するほか本市公式ウェブサイトで公表する。なお、審査結果等に係る問い合わせ等は、一切受け付けない。

11 プロポーザルの失格又は無効

次に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

(1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合

(2) 企画提案書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が本実施要領「3 参加資格」で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合

(3) プレゼンテーション審査を欠席又は遅刻した場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

1 2 契約

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、受託候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、委託契約を締結する。なお、受託候補者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点候補者と契約の締結交渉を行う。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 業務の実施に際して知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定義される情報を指す。）及び業務情報については、関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。

1 3 その他

- (1) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (2) 提出された書類は、本業務の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (3) 提出した応募書類等を本市の了解なく公表、使用してはならない。
- (4) 応募書類等の作成・提出やプレゼンテーションに要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 業務委託契約締結の段階で、業務委託条件・仕様等は、若干の修正を行うことがある。
- (6) 提出書類を提出した後に辞退する際には、参加辞退届（様式第9号）を提出すること。

1 4 事務担当課

宇部市教育委員会学校教育課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号 0836-34-8611

FAX番号 0836-22-6066

E-mail school@city.ube.yamaguchi.jp

別表 「みらい Walkers★UBE」 開催事業業務委託に係るプロポーザル評価基準

【評価項目・配点等】

評価項目	配点	審査事項
提案内容	15	本業務を実施する上での課題や、それを踏まえた実施方針が明確に示され、実現性の高い提案内容となっているか
	15	・仕様書の業務内容を満たした上で、業務目的を達成するために効果的な内容や方法などが提案されているか
	15	企画提案者独自の提案及び強みは本事業の推進に寄与するものといえるか
実施体制	15	・業務を正確に実施できる体制、人員数は確保されているか ・当該職業体験イベント開催等に必要な知識を有する人材が配置されているか
	15	・学校や企業からの問い合わせ等に対し、柔軟に対応することができるか ・当該職業体験イベント開催業務を円滑に実施することができる能力を有するか
業務実績	15	職業体験イベント開催等において、類似する事業等での実績があり、確実に本業務を遂行できる能力を有しているか
情報セキュリティ対策	5	個人情報の漏えいを防止するための対策が講じられており、それが有効性のあるものとなっているか
見積価格	5	提案内容に対して、妥当な価格となっているか
合計	100	